

申3号 「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に 関する申し入れの団交を行い**一部改訂し締結!**

ステーションサービス協議会は、4月21日に申3号の団体交渉を実施し、平成26年5月1日に締結した「労使間の取扱いに関する協約」の一部改訂について、精力的に交渉を行いました。それ以降も会社と協議を継続し、協約の一部新設と改訂の成果を確認することができました。

今回の交渉で一部新設と改訂になった部分

- ・第2章労使間協議に「関係者の出席」第9条を新設し、説明員及び書記の出席ができるようになりました。
- ・第12条第2項を「組合が開催する大会及び中央委員会に正規の構成員として出席する場合」と改訂し、中央委員会に出席することを拡大しました。

有効期間:平成29年5月1日

~平成32年4月30日まで